

国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント実施要領

令和 2. 3. 1 2

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）が、産学官連携活動その他の社会貢献活動を行うに当たり、利益相反を適正に管理し、本学の教育・研究に対する責務を担保することにより社会への説明責任を果たすため、利益相反マネジメントの実施にかかる基準をこの要領により定める。

(基 準)

第2条 国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程第4条第2項の基準は、別表の通りとする。

2 本条により難しい事項が発生した場合は、利益相反マネジメント委員会で協議して定めるものとする。

別表 第4条関係

	区分	基準	備考
1	共同研究・受託研究・治験	一企業から年間受入額が200万円以上	
2	寄附金	一企業から年間受入額が200万円以上	
3	学術指導	一企業から年間受入額が200万円以上	
4	兼業	一企業から年間収入額が100万円以上又は役員兼業に限る	
5	物品購入	一企業からの年間総額500万円以上	
6	業務委託	一企業に対し年間総額500万円以上	
7	個人収入	一企業等から年間総額100万円以上	
8	株式・保有		
	(1) 公開株	5%以上又は市場価格で200万円以上	
	(2) 未公開株	1株以上又は市場価値に換算して200万円以上	
	(3) 新株予約権	1個以上	